

国家知識産権局による知的財産権分野の「放管服」改革の深化、 イノベーション環境とビジネス環境の最適化に関する通知

発表時間：2021年5月11日

国知発服字[2021]10号

各省、自治区、直轄市人民政府、国務院各部・委員会、各直属機関 御中

「放管服（行政の簡素化・権限の移譲、権限移譲と管理の結合、サービスの最適化—訳注）」改革の深化に関する党中央委員会、国務院の策定計画を徹底、実行し、「ビジネス環境最適化条例」を実施し、イノベーションによる発展の需要と公衆のニーズに十分に対応し、イノベーションの原動力と活力をより積極的に引き出し、知的財産権事業に対する公衆の満足度を着実に高め、知的財産権の質の高い発展を促進し、イノベーション環境とビジネス環境の最適化を図るため、国務院の同意を得て、ここに関連事項を次のとおり通知する。

一. 商標・専利の審査期間の継続的な短縮

（一）登録・権利付与の期間を全体的にさらに短縮する。商標・専利の審査における人工知能（AI）、ビッグデータ等の技術の運用を深め、専利の審査・検索のインテリジェントシステムの機能を最適化し、商標登録・管理プラットフォームの構築を推進し、審査の質と効率の向上を支える。2021年末までに、商標登録の平均審査期間を4か月以内に安定させ、一般的な状況における商標登録期間を現行の8か月から7か月に短縮する。2021年には、135万件の特許審査を終了し、特許の審査期間を現行の20か月から18.5か月に短縮し、そのうち、高価値の専利の審査期間は13.8か月に短縮する。新型コロナウイルスの感染拡大に対応した商標・専利審査の優先ルートの役割を継続的に果たし、防疫のために緊急に必要となる商標・専利出願の審査を優先して行う。

（二）他の業務の審査期間を同時並行して短縮する。審査資源を積極的に配置し、審査能力の強化を図り、2021年末までに、商標の譲渡審査、異議申立審査、拒絶審査不服審判、無効審判の平均審査・審理期間をそれぞれ1.5か月、12か月、5.5か月、9か月に短縮し、さらに商標の変更・更新の電子出願の審査期間を5分の1に短縮する。専利権付与の公告と公報発行のプロセスを最適化し、専利権付与の公告の平均期間を3週間に短縮する。

二. 商標、専利出願の質の確実な向上

（三）助成および奨励政策を調整する。件数ばかりを追求する傾向を是正するため、各地域、各部門は、各項目の専利に関連する奨励政策および資格・資質評定政策を整理、整備するとともに、専利出願件数、専利権付与件数を奨励または資格・資質評定政策を享受する直接の主要条件としてはならない。2021年6月末までに、各地方は、商標・専利出願段階での助成および奨励を全面的に取り消し、知的財産権事業について、数の追求から質の向上への転換を着実に推し進め、研究に専念する雰囲気醸成に注力し、基礎的、独創的な成果を多く輩出するよう促す。質の高い発展の指標を科学的に設定し、2022年末には人口1万人当たりの高価値特許の保有件数を8.3件に到達させる。

(四) 商標、専利審査の管理監督を強化する。商標の悪意による登録と非正常専利出願行為を厳しく取り締まり、重大な悪影響を及ぼす商標登録出願を法に基づき受理せず、または迅速に却下し、非正常専利出願の一括審査を実施する。商標の悪意による登録と非正常専利出願の審査情報の共有と行為の認定を強化し、関連する代理機構による商標の悪意による登録と非正常専利出願の行為を速やかに摘発し、取り締まる。商標の悪意による登録の典型事例を速やかに公開し、各地域の質の高い専利出願および非正常専利出願の割合を定期的に通知または公表する。使用を目的としない商標の悪意による登録や、イノベーションの保護を目的としない非正常専利出願行為を、法に基づき信用管理監督の対象に含めることを推進する。非正常専利出願を行った出願人は、国家知的財産権模範・優良企業、知的財産権保護センター届出企業の申込資格、および中国専利賞の申込み、参加または受賞の資格を取り消し、関連する出願人および代理機構は助成や奨励を受けることができない。

三. 知的財産権に関する公共サービスの効能の向上

(五) 情報化水準を高める。商標と専利の電子出願システムの最適化と整備、ID認証の統一、システムの互換性の向上、専利の優先審査と質権設定登記の電子出願の全過程オンライン手続きを推進し、「インターネットを活用したワンストップ」の知的財産権業務を推し進める。銀行が専利権の質権設定登記をオンラインで代行する試行地区の範囲を拡大し、地方金融総合サービスプラットフォームを通じた銀行の質権設定登記業務システムへの直接接続をできるだけ早急に推し進める。プッシュ、電子メール、ショートメッセージのアラートシステムにより、「1送達2提示」を実現し、商標・専利書類の送達率をさらに高め、専利年金納付の事前通知方式を充実させ、権利者の合法的な権益を確保する。商標の電子登録証、専利の電子証明書を全面的な普及を図り、電子商取引のプラットフォームや権益保護の立証等の分野における電子証明書の適用推進を加速する。

(六) 手続きを簡素化する。商標出願の費用納付プロセスを最適化し、商標出願の迅速な受理を推進する。企業変更登録と商標変更出願の同時受理を推進し、商標変更の利便性と即時性を高める。専利権評価報告書の発行プロセスを最適化し、発行申請の時期を、現行の専利権付与の公告後から前倒して専利権登録手続時に移行して、出願人の迅速な権利確定のニーズを満たす。商標・専利の質権設定登記、専利費用の減額、専利代理機構の営業許可の審査認可において、告知承諾制度による手続きの普及を図る。質の高い発展の促進を目的とし、商標・専利費用の構造調整を検討する。専利登録項目の一括変更を押し広め、権利者の名称変更の一括変更は案件ごとに費用を徴収し、当事者の手続きの負担をさらに軽減する。

(七) 審査方式の多様化を図る。商標審査加速のための優先ルートを構築、整備し、条件に適合する商標の拒絶査定不服審判および異議申立ての審査・裁定を優先し、出願人の迅速な商標権の取得、合法的な権益の保護を支援する。専利の遅延審査請求の仕組みをさらに最適化し、遅延期間満了前の出願人による遅延審査請求撤回の許可、中核的専利のポートフォリオ構築の利便化を模索する。

(八) 知的財産権に関する公共サービス体系の構築を強化する。知的財産権公共サービスリストを作成、公表し、各地域のサービス項目の基準化管理を推し進め、知的財産権公共サービスの均等化を加速する。知的財産権情報の公共サービスネットワークを整備し、技術・イノベーション支援センター、高等教育機関の国家知的財産権情報サービスセンター、知的財産権情報の公共サービスサイトの構築を積極的に推し進め、イノベー

ション主体のイノベーション能力の向上に助力する。商標と専利の受理窓口をさらに整理統合し、「窓口一括処理」の範囲を拡大する。

四. 知的財産権の保護能力のさらなる向上

(九) 知的財産権に対する法執行による保護作業の指導力を強化する。一般的な商標違法の判断基準を制定し、行政の法執行基準を統一する。商標違法行為や専利侵害紛争に関する行政裁定における案件処理の指導力を強化する。医薬品専利紛争の早期解決のための行政裁定業務の仕組みを構築する。全国的に重大な影響を及ぼす専利侵害紛争の行政裁定を実施する。

(十) 知的財産権の保護体系の構築を推進する。知的財産権保護センターと迅速権利保護センターの建設と配置を強化し、迅速な審査、迅速な権利確定、迅速な権利保護の「ワンストップ式」の知的財産権総合サービスを強化する。知的財産権紛争の調停と行政の法執行・司法との連携を推進し、訴訟と調停のオンライン連携の仕組みを整備する。知的財産権の保護・支援体制のさらなる整備を図り、権利保護・支援のオンラインサービスプラットフォームの構築を強化し、公益性の権利保護・支援サービスの提供を強化する。海外の知的財産権紛争に対応する指導業務体系の効率的な運用を促進し、中国企業の「海外進出」を支援する。地理的表示の専用表示の使用承認の改革を深める。商標、地理的表示等の知的財産権分野の信用失墜行為の、法令に基づく信用管理監督への組入れを推し進める。

(十一) 知的財産権チェーン全体の保護を強化する。電子商取引分野における知的財産権の保護を強化し、専利権評価報告書のデータインターフェースを主要な電子商取引プラットフォームに開放し、プラットフォームの主体責任の履行を推し進め、実用新案および意匠の権利侵害に関する苦情を迅速に処理する。知的財産権保護情報プラットフォームの構築を加速し、国家知的財産権ビッグデータセンターと公共サービス総合プラットフォームの構築を推し進め、知的財産権保護のオンラインとオフラインの統合的な発展を実現する。権利侵害や詐称に対する取締り業務の統制・協調を強化し、知的財産権と司法、行政の法執行、業界主管部門等とのデータ交換および業務連携を推し進め、知的財産権保護の総合的な効果を高める。

五. 知的財産権サービス業に対する管理監督の強化

(十二) 違法な代理行為の取締りを強化する。「藍天」特別行動を継続的に実施し、代理業界に対する管理監督の持続的な仕組みを構築する。電子商取引プラットフォーム上での無資格の専利代理行為を取り締まり、オンライン商標代理・取引行為を規律し、電子商取引プラットフォームで行う代理業務に対する協同管理監督を強化する。行政窓口、政府ウェブサイト、ニューメディアプラットフォーム等の複数のルートを通じて、商標・専利の手続きプロセス、料金基準、審査・審判の公式文書等の情報を公開する。法律文書、印鑑の偽造・変造、詐欺や虚偽の宣伝等の不正な手段による代理市場の秩序を乱す行為を取り締まる。法令に基づき違法な代理行為に対する信用管理監督および信用失墜行為に対する懲戒処分を強化する。

(十三) 知的財産権サービスの開放と発展を推進する。条件に適合する外国人の専利代理士資格試験への参加および外国の特許事務所の中国での常駐代表機構の設立の開放改革試行事業を実施する。知的財産権サービス業の安定と雇用拡大を支援する政策・措置を継続的に実施し、より多くの人材の知的財産権業界での就業を誘致する。知的財産権代理サービスの品質評価を広く実施し、市場主体が代理機構を選択する際の照会に利便性を図る。

六. 知的財産権の実用化と運用の促進

(十四) 知的財産権情報の価値を十分に掘り起こす。データの安全性を確保した上で、知的財産権の基礎データを全面的に開放し、知的財産権情報の戦略的資源の価値を十分に発揮させる。国の重要な基幹中核技術を中心とした専利ナビゲーションプロジェクト群を実施し、企業の技術革新の方向性と研究開発の道筋の最適化に助力する。専利ナビゲーションの指針となる一連の国家規格の実施を普及させ、専利ナビゲーションの各種主体のイノベーションの意思決定プロセスへの組入れを推し進める。中小企業の専利リスク早期警告の仕組みを構築、整備し、企業が専利情報を速やかに入手できるよう利便を図る。知的財産権管理体系の国家規格の徹底を推し進め、全国知的財産権国際規格徹底・認証学習プラットフォームのサービス提供を継続的に強化し、イノベーション主体の知的財産権の管理能力と水準の継続的な向上を促進する。

(十五) 知的財産権の市場化運用能力を高める。知的財産権評価システムを構築し、知的財産権の価値を評価する仕組みと基準を整備し、金融機関による自主評価能力の向上を指導する。各種の知的財産権取引プラットフォームの役割を十分に発揮させ、質物の処理を着実に行う。資金援助を受けた科学研究プロジェクトの専利情報声明制度の構築を推し進める。科学研究機関と高等教育機関の科学研究成果の実用化を継続的に推し進め、高等教育機関による産学研（企業・学校・研究機関）協力の業務指導を強化し、産学研協力における知的財産権リスクを低減する。知的財産担保融資の「入園企業優遇」特別行動を調整、実施し、ハイテク産業区等の開発区での知的財産担保融資の業務を強力に推進し、知的財産担保融資の普及と支援の拡大を図る。知的財産権質権設定情報プラットフォームを整備し、質権設定登記情報の取得ルートを開通する。

(十六) 専利開放許諾制度を実施する。専利開放許諾情報公開の仕組みを構築し、関連する専利の基礎データ、実施料等の情報を纏めて公開し、専利技術の需給に関する情報の非対称性の問題を解決する。専利開放許諾声明や契約書届出等の状況に対する監視と分析を強化し、データ監視および信用管理監督を継続的かつ適正に行い、専利開放許諾のサービスマニュアルを作成し、専利開放許諾制度の規範的で効率的な運用を確保する。

国家知識産権局
2021年5月10日

出所：2021年5月10日付け中国国家知識産権局ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所
で日本語仮訳を作成

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/5/11/art_75_159302.html

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するこののではないことを予めご了承ください。